

豊見城市職員措置請求監査結果

ア、請求人

住所 (省略)

氏名 (省略)

イ、請求の受付

平成 23 年 7 月 6 日付 豊見城市職員措置請求書收受した。

ウ、請求の受理について

平成 23 年 7 月 14 日付 豊見城市職員措置請求書を受理した。

第 1 請求の概要

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面（以下「事実証明書」という）に基づく本件措置請求の要旨をおおむね次の通りと解した。

1 請求の理由

豊見城市(以下「市」という)は公共事業費に関する補助金を、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下「適正化法」という)に違反して、他の用途に使用する等の違法な会計処理をした。その結果補助金の返還を求められ、その返還に伴う加算金も合わせて、2億2868万2693円を国に返還し、同額の損害を市に与えた。

適正化法に違反した補助金の支出は、2003年度から2008年度までの間の当時の市長、助役又は副市長、収入役又は会計管理者（一括して「前市長ら」という）が共謀の上やったことである。ゆえに前市長らが本件の市の損害を賠償する責任がある。

尚、請求人は補助金及び加算金の返還そのものが違法であるような表現をしているが、その返還は法に則ってされたものであり、何ら違法性はない。そこで、監査委員としてはそれらを返還する原因となった適正化法に違反する補助金の支出を、地方自治法(以下「法」という)第242条の「違法又は不当な公金の支出」ととらえ、補助金及び加算金の返還を同条の損害ととらえて回答する。

尚、請求人は、市が2億2868万2693円を国へ返還した、と主張しているが、実際に国に返還した額は2億2826万7905円である。

2 求める措置の内容

監査委員が市長に対し、次のように勧告することを求める。

「市長は、前市長らに対して上記損害金2億2868万2693円を市に支払うよう請求せよ」

第2 監査の実施

1 陳述の機会

地方自治法第242条第6項の規定により、証拠の提出及び陳述の機会を設け、平成23年7月6日に請求人から陳述を受けた。

2 関係人の調査

総務部長から会計検査院の検査報告の内容、及び市が独自に設けた調査チームの調査結果について聞き取りをした。

第3 監査の結果

本件措置請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。

本件措置請求については理由のないものと判断し、棄却する。

1 認定した事実

請求人が述べている補助金とはすべて「国庫補助事業等に関する事務費」のことであるからここでは補助金事務費という。

監査委員としては会計検査院の調査報告及び市の調査チームの報告並びに市議会議事録等の資料を基に事実関係を認定した。

(1) 平成22年4月19日から平成22年4月23日にかけて、「国土交通省所管の国庫補助事業等にかかる事務費の会計実地検査」の実施がなされた。2名の会計検査院の検査員による検査がおこなわれ、その検査結果を記した文書が平成22年8月26日、電子メールで市に送付された。その内容は請求人が事実証明書として添付した文書と同内容である。

この検査員の検査は市の納品業者を呼びその元帳までも調べるという徹底した調査であったと聞いている。それで市の監査委員としては会計検査院からの市への送付文書をもって事実関係を認定すれば足りると判断した。一方、市の調査チームの報告については会計検査院の報告文書内容に追加すべき事実があるかという点で検討し、議事録は事実関係の把握及び背景事情を知るために検討した。

(2) 会計検査院の検査結果について

上述の文書では、補助金事務費に関して、不適正処理がなされていたとの指摘がされ、その内容がくわしく述べられているが、私的流用等の不正行為等は指摘されていない。(この文書は請求人が事実を証する書面として添付した文書と同一であるので、ここではその内容を記載するのを省略する。) 一方会計検査院の国に対する検査報告でも補助金の不適正使用に関して、総論的な記述ではあるが、私的流用等の不正行為が発生原因ではないと明言している。もし市において私的流用等の不正行為があれば、会計検査院の市に対する報告でそのことを指摘するはずであるが、そういった指摘はない。そうであれば、市において私的流用等の不正行為はなかったと会計検査院では判断したと解するのが素直な解釈だと考える。

(3) 市の調査チームの報告について

今回の請求に関して、会計検査院の報告に付け加えるものは何もないと判断した。

2 判断

今回の請求については、補助金事務費の返還と、加算金の返還について分けて考察したほうが良いと考えたので、それぞれについて回答する。

(1) 補助金事務費の返還について

請求人の指摘するとおりに、市において補助金事務費を適正化法に反して不適切に支出したことが認められる。しかしながら、それはすべて市の運営に関して使用されており、本来市が支出すべき費用を補助金事務費で賄ったものである。よって不適正使用したとされた補助金事務費を返還したことによって、市に損害はないと考える。

法第242条に規定する住民監査請求は、地方公共団体の機関又は職員について、違法又は不当な公金の支出、契約の締結等の財務会計上の行為等があると認める場合に、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって地方公共団体が被った損害を填補するために必要な措置を講ずべきことを求める制度である。

今回の請求人の請求が補助金の返還を損害とし、その填補を求めるものであるが、市に損害がない以上請求人の主張には理由がないと考える。

(2) 加算金の返還について

加算金は補助金事務費の不適正使用の結果課されたものであり、確かに市の損害である。請求人は前市長らに対して、連帯して加算金の返還に伴う損害賠償を求めるものであるが、前市長及び当時の助役もしくは副市長（以下「当時の市長ら」という）と当時の収入役もしくは会計管理者（以下単に「会計管理者ら」という）の責任を分けて考察したほうが良いと考えるのでそれぞれについて回答する。

① 当時の市長らの責任について

判例によれば、市の長の責任は民法上の責任であると考えられているので、ここでは当時の市長らの責任を民法上の不法行為責任ととらえて、その責任を問えるかを検討してみたい。

市の特殊事情として、補助金事務費を有効活用するため、市の予算編成方針として補助金事務費を補助事業を行う以外の他の部署に流用していたという事実がある。それには以下の2つの事情が背景にある。

ア 当該予算編成方針を定めた時、市財政は非常に苦しく、補助事業を行っている部署では事務費がふんだんにあり、有り余る程であったが、他の部署では必要品を購入するにも予算が立てられない状態であった。

イ 今回の会計検査院の検査が全国的規模でなされるまで、補助金事務費は検査の対象項目に入っておらず、適正化法は当該事務費に関しては、相当緩やかに適用されているとの認識があった。このことは、今回検査院が検査に入ったすべての自治体で補助金流用が指

摘されたことからもうかがえる。

次に上記ア、イの事情があるとき、当時の市長ら及び執行部として取りうる選択肢を検討してみた。監査委員としては次の3つの選択肢があると考えた。

i 補助金事務費の流用はせず、あくまで補助事業内の事務費として使いきる。

これは、違法でもないし何の問題も起こらない。しかし、市民目線から見るとあまり歓迎できるものではない。今回の例で言うと補助事業以外の部署で使った約1億5000万円余の補助金を補助事業を担当する課ですべて使い切ったほうが良かったであろうか。税金の無駄遣いになるのではないかという疑問が残る。

ii 補助金事務費の流用はせず、そして無駄遣いもせず、余分な補助金は国に返上する。

このやり方が、本来は正しいやり方であろう。今回の事例で言えば、先ほどの1億5000万円余を国に自主的に返納すべきだったであろうか。

iii 余分な補助金事務費は必要な他の部署に回して有効活用する。

市はこの方法を探ったので問題となっている。確かに適正化法に反し違法な処置であるが、iを選択した場合と比較して非難できるであろうか。

以上、当時の市長らの行為の動機、行為の結果、そして補助金の在り方、考え方、さらには、補助金事務費の管理の在り方等を総合的に考慮すると当時の市長らに損害賠償を負わせる程の過失はないと判断した。つまり、両者当時の市長らにとって適正化法に反することによって加算金が課され市に損害が及ぶという予見可能性は小さく、違反したこと自体に対する非難可能性も小さいと考える。

よって、当時の市長らに対して加算金の返還に関して損害賠償請求を求めるのは妥当でない判断した。

尚、適正化法にはそれに反した場合「3年以下の懲役又は50万円以下の罰金」という罰則が設けられている。しかし、会計検査院から違反行為があったとして告発がされていないことを考えると、検査院でも悪質性はないと判断したものと思われる。

② 会計管理者らの責任について

会計管理者らの責任は法第243条の2に基づくと考え。判例によれば同条に規定する職員の責任に関しては民法の規定を排除して、もっぱら同条1, 2項の規定によるものとされている。そして同条では責任発生の要件として故意、重過失を要件としているので、加算金返還の原因となった、補助金事務費の不適正経理等に関して、故意、重過失があったかどうかを検討する。

①で検討したように今回の不適正経理は市の組織としての問題が大きい。よって、会計管理者らにおいて、個人的にはどうしようもなかった点が大きかったと思われ、私的流用に準ずるような、故意、重過失は認められない。

よって、会計管理者らに対して損害賠償請求を求めるのは妥当でない判断した。

意見

市が適正化法に反した、予算の不適正使用を長年続けていたということは大変遺憾なことである。市は今回の会計検査院の指摘を真摯に受け止め、今回の事件の顛末を市民に分かりやすく説明すべきである。そしてどのような再発防止策を講じるかなど、市民に説明し今後適正な経理事務の執行に留意されたい。

一方、国に対しては、この低金利の時代に高利の加算金を何年にも遡って課すというのはいかなるものか、加算金を課される自治体には市民がいることをもっと考慮してほしい。